平成２３年（フ）第８０２号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番20―702号
債務者　砂金　雅人
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０３号
札幌市豊平区平岸７条13丁目１番15号　マンションドレミ301号
債務者　砂金　陽子（旧姓柴山）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３２号
札幌市中央区南１条西14丁目１番地230　フォーライフ大通南1101号
債務者　井上　淳子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３７号
札幌市白石区菊水８条３丁目８番６号　藤田マンション３号
債務者　加藤　文子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９号
群馬県伊勢崎市市場町１丁目171番地４、住民票上の住所群馬県伊勢崎市堤下町56番地７
債務者　高橋　栄治
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１００号
群馬県伊勢崎市山王町162番地６
債務者　小島　重之
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１２１号
群馬県佐波郡玉村町大字板井38番地３　貫井㺚太郎アパートＢ
債務者　石倉　直人
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１２３号
群馬県伊勢崎市寿町74番地　アルテハイツ101
債務者　小川　祐史
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１号
群馬県前橋市江木町928番地１　Ｇ―257号
債務者　贄田こず恵
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１０５号
埼玉県東松山市幸町14番23号　ヴェル・ヴィール幸町205号室
債務者　川村　　司
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７５９号
千葉市中央区都町962番地４
債務者　中牟田　一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７８号
神奈川県厚木市棚沢255番地13　ＤＵＰＲＥＸ　ＴＡＮＡＺＡＷＡ　Ｉ―106
債務者　梶山　英嗣
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５０号
相模原市南区文京２丁目16番３―301号
債務者　伊藤　美保
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５８号
相模原市緑区澤井1867番地
債務者　佐々木恵子（旧姓輿）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７２号
相模原市南区御園１丁目８番10号
債務者　井出巳喜男
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７３号
相模原市南区御園１丁目８番10号
債務者　井出　絹枝
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７９号
相模原市中央区南橋本３丁目４番30号　コスモハイツ102
債務者　川﨑　健治
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部